

## 水道料金及び下水道使用料の施設減免について

社会福祉施設又は児童福祉施設で、次のいずれかに該当する場合には、申請により水道料金及び下水道使用料の一部が減免されます。

### 1. 減免対象となる施設

#### (1) 社会福祉施設

社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第2条第2項第3号及び第4号又は同条第3項第2号、第2号の2、第4号及び第4号の2に規定する事業で、社会福祉法人、学校法人又は特定非営利活動法人（以下、社会福祉法人等）が運営する施設（当該施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合は除きます。）であって、次のいずれかに該当するとき。

ア 介護保険法第8条第27項に規定する施設

イ 老人福祉法第5条の2第5項及び第6項に規定する事業を行う施設並びに同法第20条の5に規定する施設

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項、第8項、第10項及び第17項に規定する事業を行う施設

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の事業を行う施設

#### (2) 児童福祉施設

ア 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設で、社会福祉法人等が運営する施設

イ 児童福祉法第39条第1項に規定する施設又は、同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設のうち同法第59条の2第1項に基づき北海道知事に届け出を行っている施設であって、社会福祉法人等が運営する施設

※法人が使用者届出をしている施設に限ります。

### 2. 減免する額

水道料金及び下水道使用料の家事用以外超過料金の合計額の10パーセント相当額

※申請書が提出された日の翌月以降の検針分から減免されます。

### 3. 申請の方法

「水道料金等減免申請書・下水道使用料等減免申請書」に必要事項を記載し、建設水道課管理係まで提出してください。なお、申請された施設が減免に該当するか、町で確認できない場合は、法人に対して別途書類の提出を求める場合

があります。

申請書の提出は、減免を受けようとする初年度のみとし、次年度以降は申請を免除します。但し、減免の対象となる事業を中止し、又は廃止したときは速やかに申し出てください。